富田林市地域生活支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援事業の種類)

- 第2条 本市が行う地域生活支援事業 (以下「地域生活支援事業」という。) は、次に掲げる事業とする。
 - (1) 理解促進研修·啓発事業
 - (2) 自発的活動支援事業
 - (3) 相談支援事業
 - (4) 成年後見制度利用支援事業
 - (5) 成年後見制度法人後見支援事業
 - (6) 意思疎通支援事業
 - (7) 日常生活用具給付等事業
 - (8) 手話奉仕員養成研修事業
 - (9) 移動支援事業
 - (10) 地域活動支援センター事業
 - (11) 日中一時支援事業
 - (12) 訪問入浴サービス事業
 - (13) 社会参加促進事業
- 2 市長は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を適当と認める団体 等に委託することができる。

(地域生活支援事業の実施)

第3条 地域生活支援事業の実施は、利用に伴う費用の全部又は一部を 給付により行う。

(地域生活支援事業の利用手続等)

第4条 第2条第1項第6号から第7号及び第9号から第12号まで に掲げる事業を利用しようとする者は、福祉事務所長に利用の申請を しなければならない。この場合において、その利用に係る事業が、同 項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げるものであるとき は、障害者等の属する世帯の課税状況を証する書面を提出しなければ ならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、 速やかにその利用の可否を決定し、その旨を当該申請者等に通知する ものとする。
- 3 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、支給の決定に条件を 付することができる。

(給付の基準)

第5条 第2条第1項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げる事業に関し、第3条に規定する費用の給付を行う場合の給付の基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この規則は、平成18年10月1日から施行する。 附 則(富田林市規則第35号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(富田林市規則第7号)
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(富田林市規則第18号)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(富田林市規則第9号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(富田林市規則第14号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。

区分	市が給付する額
日常生活用具給付等事業	市長が別に定める基準額の9割(実際の価格が基準
	額以下の場合は、その9割)、ただし、1月あたりの
	給付額は、基準額(実際の価格が基準額以下の場合は、
	その価格)から次の区分により算定した利用者負担上
	限月額を減じた額まで給付することができる。
	利用者負担上限月額
	①生活保護世帯 0円
	②市民税非課税世帯 0円
	③市民税課税世帯 24,000円
移動支援事業	次により算定した額の9割、派遣時間に2,000
	円を乗じて得た額とする。ただし、1月あたりの給付
	額は、派遣時間に2,00円を乗じて得た額から、
	次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じ
	た額まで給付することができる。
	利用者負担上限月額
	①生活保護世帯 0円
	②市民税非課税世帯 0円
	③市民税課税世帯 4,000円
	1回あたりの派遣時間が30分に満たない場合で、
	15分以上であるときは、これを30分に切り上げ、
	また、45分以上であるときは、これを1時間に切り
	上げることができる。
日中一時支援事業	1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの
	給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を
	乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負
	担上限月額を減じた額まで給付することができる。
	利用者負担上限月額
	①生活保護世帯 0円
	②市民税非課税世帯 0円
	③市民税課税世帯 900円
訪問入浴サービス事業	1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの
	給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を
	乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負
	担上限月額を減じた額まで給付することができる。
	利用者負担上限月額
	①生活保護世帯 0円
	②市民税非課税世帯 0円
	③市民税課税世帯 4,000円

富田林市訪問入浴サービス事業実施要綱

富田林市入浴サービス事業実施要綱(平成元年要綱第5号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市地域生活支援事業実施規則(平成18年 富田林市規則第43号。以下「規則」という。)第2条第12号に掲 げる訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)の実施について、 必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、富田林市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者のうち、次に該当する者とする。
 - (1) 下肢又は体幹機能障害により1級又は2級の身体障害者手帳 の交付を受けている者
 - (2) 居宅において家族のみでは入浴が困難な者であって、本人及 びその家族(同居の親族又は扶養義務者をいう。以下同じ。) が事業の利用を希望する者
 - (3) 医師の入浴許可を受けた者
 - (4) 原則として家族等の付き添いが得られる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は原則として、事業を利用できない。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により事業に 相当する給付をうけることができる者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号)の規定により事業に相当する 給付を受けることができる者
 - (3) その他事業を利用することが不適当と認められる者(事業内容)
- 第3条 この事業は、前条に規定する対象者の家庭に移動入浴車で訪問 し、浴槽を居室に搬入して入浴介護を行うものとする。

(実施の方法)

第4条 この事業は、規則第3条の規定により、サービス利用料の全部

又は一部を給付する方法により実施する。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 訪問入浴サービス申請者(様式第1号)に医師の入浴に関する意見書 (様式第2号)、申請者の契約書(様式第3号)及び申請者の属する 世帯の前年分(1月から6月までの申請にあっては、前々年分)の課 税状況を証する書面を添付し、福祉事務所長に提出しなければならな い。ただし、当該申請者の世帯に係る課税台帳を福祉事務所長が閲覧 することについて、当該申請者の世帯の同意がある場合は、課税状況 を証する書面の添付を不要とする。

(決定)

- 第6条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは必要な調査を行い、入浴の可否を決定し、その結果を申請者に対して訪問入浴サービス決定通知書(様式第4号)又は訪問入浴サービス却下通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 福祉事務所長は前項の規定により決定を行う場合は、規則別表の訪問入浴サービス事業に規定する利用者負担上限月額(区分により算定した額)を併せて決定するものとする。

(停止又は廃止)

- 第7条 福祉事務所長は、事業を利用した者(以下「利用者」という。) から辞退の届出があったとき、第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、停止又は廃止を決定し、訪問入浴サービス停止(廃止)通知書(様式第6号)により事業を受けている者に通知するものとする。
 - (1) 伝染性疾患を有する者
 - (2) 疾病又は負傷のため医師が入浴を不適当と認める者
 - (3) その他福祉事務所長が不適当と認める者

(利用料)

第8条 利用者は、この事業の利用に要する経費の1割の額を福祉事務 所所長から規則第2条第1項の規定により委託を受けた訪問入浴サ ービス事業者(以下「事業者」という。)に支払わなければならない。 ただし、その額は規則別表の訪問入浴サービス事業により算定した額 を限度とする。

(費用の支払等)

第9条 福祉事務所長は、前条に規定する利用料を差引いた金額を事業 者に対して支払うものとする。 (厳守事項)

- 第10条 事業者は、適切な訪問入浴サービス(以下「サービス」という。)を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 事業者は、従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービスの提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所 長に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな い。
- 4 事業所は、この事業に係る従事者、会計に関する書類及び利用者へのサービスの提供記録に関する諸記録を整備し、5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項 は、福祉事務所長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則(平成24年要綱第56号)
- この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則(平成25年要綱第27号)
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。